

**会津若松市介護予防・日常生活支援総合事業費
単位数サービスコード表
(平成 29 年 4 月施行版)**

総合事業については、市町村によってサービスコード、基準等が異なります。

会津若松市内の事業所が他市町村の被保険者（住所地特例対象者を除く）に対してサービスを提供する場合は、当該市町村の基準等により、当該市町村の設定するサービスコードを使用します。

逆に、会津若松市外の事業所が会津若松市の被保険者（住所地特例対象者を除く）に対してサービスを提供する場合は、会津若松市の基準により、会津若松市が設定したサービスコードを使用します。

訪問型サービス

1. 訪問型サービス（みなし）サービスコード表

平成 27 年 3 月 31 日までに介護予防訪問介護の指定を受けていた「みなし指定事業所」が現行相当の訪問介護サービスを提供する場合に使用します（サービス種類コード：A 1）。

2. 訪問型サービス（独自）サービスコード表（緩和した基準によるサービス）

平成 29 年 4 月 1 日以降、訪問型サービス（緩和した基準によるサービス）を提供する場合に使用します（サービス種類コード：A 2）。

3. 訪問型サービス（独自）サービスコード表（現行相当：平成 27 年 4 月 1 日以降に開設した事業所）

平成 27 年 4 月 1 日以降に介護予防訪問介護の指定を受けた事業所（平成 27 年 4 月 1 日以降に開設した事業所）が現行相当の訪問介護サービスを提供する場合に使用します（サービス種類コード：A 2）。

通所型サービス

4. 通所型サービス（みなし）サービスコード表

平成 27 年 3 月 31 日までに介護予防通所介護の指定を受けていた「みなし指定事業所」が現行相当の通所介護サービスを提供する場合に使用します（サービス種類コード：A 5）。

5. 通所型サービス（独自）サービスコード表（緩和した基準によるサービス）

平成 29 年 4 月 1 日以降、通所型サービス（緩和した基準によるサービス）を提供する場合に使用します（サービス種類コード：A 6）。

6. 通所型サービス（独自）サービスコード表（現行相当：平成 27 年 4 月 1 日以降に開設した事業所）

平成 27 年 4 月 1 日以降に介護予防通所介護の指定を受けた事業所（平成 27 年 4 月 1 日以降に開設した事業所）が現行相当の通所介護サービスを提供する場合に使用します（サービス種類コード：A 6）。

介護予防ケアマネジメント

7. 介護予防ケアマネジメントサービスコード表（サービス種類コード：A F）

（注意）予防給付のサービスを利用する場合は、従来の介護予防サービス計画になりますので、「介護予防支援サービスコード」を使用します。